

# 大磯農園 会員規約

2016年3月

## 第1条 総則

本規約は、NPO 法人西湘をあそぶ会（以下「当会」）が大磯農園（以下「本園」）の会員に提供する施設及びサービス（以下「本サービス」）について必要事項を定めるものです。

## 第2条 活動趣旨

本園は荒廃農地を再生しながら家族と仲間、みんなでつくる楽しく美味しい田舎暮らしを創造していくことを目的としています。本規約は本園における会員に関し、必要な事項を定めたものです。この規則を理解し、遵守することで会員の資格を有することとします。

## 第3条 施設

本園は以下の施設より構成されています。（2016年現在）

田んぼ、みかん畑、大豆・小麦畑、専有畑

かまど、ピザ釜、BBQ 場、休憩スペース、ツリーデッキ、農機具小屋、食堂小屋、薪置き場

## 第4条 部活動と同好会

本園では部活動（以下「部活」）による運営をおこなっております。

各部活は部長1名、副部長1名以上が会員より選任され、原則部長、副部長に運営をしていただきます。

部活は前年に翌年の年間スケジュールがたてられます。

部長、副部長の任期は2年で部長の会費は免除されます。

会員は3名以上の賛同者がいれば新しい活動を立ち上げることが可能です。当初は同好会として活動し、実績に応じて部活にすることができます。

現在の部活、同好会については以下の通り（2016年現在）

部活：ボクサケ部、こたつみかん部、手前味噌部

同好会：マコモ、燻製、蕎麦、釣り、サーフィンなど

※会員は入会と同時にボクサケ部に自動入会いただきます。

新しい活動の立ち上げについては事務局にご相談ください。

## 第5条 会員の権利

会員は専有畑の利用、農機具小屋内の農具を自由に借りることが可能です。

会員は各部活への参加が可能です。活動日はHPスケジュールを確認ください。

成果の分配については作物の出来を鑑みながら事務局、ならびに部長の判断で方法を定めるものとします。

活動日以外のかまどやピザ釜、BBQ 場などをご利用することができますが、

その場合火気の危険性もあるため事前に事務局にご一報ください。

## 第6条 会員種別と会費について

会員の種別および会費は下記の通りとします。

なお下記振り込み口座に登録月の25日までに会費の振込をお願いします。

※途中解約をしても会費の返金はありません

（個人会員）

月額：1,000円

※料金は前納1年度分（登録月から翌3月までの月数×1000円）

（家族会員）

月額：1,500円（大人2人および同世帯の子供）

※料金は前納1年度分（登録月から翌3月までの月数×1500円）

（法人会員）

年会費 一口3万円

※法人会員においては事務局により審査があります。

※口数については事務局と協議、基本的には資本金に応じた口数をお願いします。

※利用いただけるのは法人に所属する方のみで事前に登録名簿の提出をお願いします。

※担当責任者の設置を義務づけ、作業当日についても取りまとめをお願いします。

※専有畑の利用、部活などの登録資格は口数分のみとします。

振り込み口座

記号 10220 番号 36908261※ゆうちょ銀行以外からのお振り込みの場合は、店番 028 番号 3690826

支店名が必要な場合は「ゼロ二八チ」支店 振り込み先の名称が必要な場合は トクヒ セイショウヲアソブカイ

## 第7条 利用期間及び退会期限

利用期間は、4月1日～3月31日までの1年とし、翌年続ける意思が無い場合は2月末日までに申告し、

専有畑をきれいにして次の方が使えるようにして下さい。特に申し出のない場合は自動更新します。

## 第8条 ビジターと利用料

ビジターは、本会員と同伴することで当施設及びサービスを利用することができます。但し事務局が特別に認めた場合や体験日（オープン日）はこの限りではありません。またイベントによっては参加できないものもあります。

利用料金は、一回あたり、1,500円/人となります。支払は当日現金のみとします。

#### 第9条 資格失効

以下の事項に当てはまる場合は、会員資格を失効するものとします。  
ただし理由の如何を問わず、振り込まれた利用料は返還しないものとします。

- 1 会員が諸事情により利用を中止したい理由が起きた場合。
- 2 政治的、宗教的活動に施設を利用した場合。
- 3 会員の言動がコミュニティの親睦を図るために不適切と判断され、改善の申し入れをしたにも係わらず、その利用状況に変わりが無かった場合。
- 4 提出内容に偽りなどがあった場合。
- 5 入金が期日までに無く、その後 10 営業日までにも無かった場合。
- 6 当会が認めない会員相互の団体等をつくり、もしくはその行為を会員に働きかけた場合。
- 7 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為があった場合。
- 8 本園の利益に反する行為を行った場合。
- 9 犯罪があった場合。
- 10 ビジターが上記の項目に該当した場合。
- 11 ビジターのみで使用させた場合。

#### 第10条 利用制限、サービス提供の中断

下記に該当する場合、本サービス及び諸施設の全部又は一部の閉鎖、休業できるものとします。

- 1 気象災害、その他外的事由により災害が生じるおそれがある場合。
- 2 その他重大な事由によりやむを得ない場合。

#### 第11条 免責

台風、地震等の自然災害に起因する事故及び動物被害や盗難による損害については責任を負いません。  
施設利用時や農具使用による怪我についても責任を負いません。

#### 第12条 損傷

会員は自らの責に帰する事由により、本施設、貸与品等、施設所有物を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させる為の必要費用を支払うものとします。

#### 第13条 本規約の変更

本園必要に応じて本規約を変更できるものとします。  
変更された規約は、メールで通知します。

#### 第14条 その他禁止事項

本園、畑での農薬の使用、化学肥料の使用、及び農業監修者が認めないものの使用。

イノシシを呼び寄せる作物の栽培。さつまいも、ジャガイモ、カボチャ、里芋、トウモロコシ、落花生など

唐辛子の栽培

子供（18歳未満）だけでの施設、畑の使用。

【大磯農園 事務局】

問い合わせ oisofarm@gmail.com

緊急時 090-2645-6436（塩谷卓也）

【公式サイト】

<http://oisofarm.com>

【FB ページ】

<https://www.facebook.com/oisofarm>

【主催】 NPO 法人 西湘をあそぶ会

代表理事 原大祐

緊急時 090-2408-4434